

第4期雲南市農業委員会第35回総会議事録

1. 日 時 平成26年5月23日(金) 14:15~15:35

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(35名)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子
9番 高島幹雄	10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	13番 高橋敬二
14番 杉山正美	15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義	17番 川上蘆求
18番 嘉本輝雄	19番 白築 進	20番 白築美雄	21番 山本博子
22番 藤原克巳	23番 白築 剛	24番 青木征温	25番 名原玲子
26番 小田久義	27番 藤原修至	28番 高田 耕	30番 廣澤幸博
31番 石橋義明	32番 武田京子	33番 周藤寛洲	34番 橋本 博
35番 陶山直利	36番 勝部有二	37番 板持 庸	

4. 欠席委員(2名) 12番 持田明典 29番 加藤一郎

遅刻届 (2名) 17番 川上蘆求 35番 陶山直利

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第205号 雲南市都市計画審議会委員の選出について
- ・議第206号 雲南市都市計画推進委員会委員の選出について
- ・議題207号 JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について
- ・議第208号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第209号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第210号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第211号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第212号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。
議 長	ただ今から平成26年第35回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は33名であります。欠席委員は12番持田委員、29番加藤委員から欠席届が出ております。また、17番川上委員、35番陶山委員から遅刻届が出ています。
議 長	雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第35回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。
議 長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、33番周藤寛洲委員、34番橋本博委員を指名します。
議 長	日程第2、諸報告を行います。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】 ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・会議等の予定について
議 長	事務局から説明がありましたが、ご質疑がございますか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	日程第3、議案の上程を行ないます。 それでは最初に、人事案件を一括上程します。「議第205号雲南市都市計画審議会委員の選出について」、「議第206号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」、「議題207号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
24番	運営委員会副委員長の青木でございます。運営委員長は所用がありまして、本日は欠席ですので代わってご説明申し上げます。 議第205号、議第206号、議第207号の人事案件につきまして、先般16日の運営委員会で協議した結果、7月までの任期中は特別の事情がない限り現在の委員に留任いただき引き続きお願いしたいと考え提案申し上げます。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>最初に、議案書4ページをご覧ください。「議第205号雲南市都市計画審議会委員の選出について」であります。</p> <p>委員の選出について、建設部から学識経験者としての1名の選出依頼がありました。任期は平成26年7月9日から平成28年7月8日までの2か年です。これまで会長が委員として選出されています。</p> <p>続いて、議案書5ページをご覧ください。「議第206号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」であります。</p> <p>委員の選出について、建設部から4名の選出依頼がありました。任期は平成26年7月1日から平成28年6月30日までの2か年です。都市計画区域が設定してあります4町、大東町、木次町、加茂町、三刀屋町より各1名の選出をお願いします。現在は、大東町が狩野幹美委員、加茂町が青木征温委員、木次町が橋本博委員、三刀屋町が白築美雄委員にお出かけいただいております。</p> <p>続いて、議案書6ページをご覧ください。「議第207号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について」であります。</p> <p>JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員は4名の方にお出かけいただいております。これから選出いただく方の任期は、平成26年6月14日から平成27年6月13日です。現在の委員は、大東町は渡部満憲委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は杉山正美委員、三刀屋町は片寄健治委員の4名です。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>先ほど運営委員会副委員長から留任の提案がございました。</p> <p>「議第205号雲南市都市計画審議会委員の選出について」は、現在の委員の会長板持庸を留任として選出。</p> <p>「議第206号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」は、現在の委員の大東町が狩野幹美委員、加茂町が青木征温委員、木次町が橋本博委員、三刀屋町が白築美雄委員を留任として選出。</p> <p>「議第207号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について」は、大東町は渡部満憲委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は杉山正美委員、三刀屋町は片寄健治委員を留任として選出。</p> <p>以上、提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第205号雲南市都市計画審議会委員の選出について」、「議第206号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」、「議第207号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について」は、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	次に、「議第208号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第208号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外3筆、地目は登記簿田・現況荒廃農地が3筆、登記簿畑・現況荒廃農地が1筆、面積は合計3,543㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「現在、雑草及び雑木が繁って耕作不能のため」ということです。平成26年5月9日に現地調査を行っており、確認委員は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外6筆、地目は登記簿田・現況荒廃農地が2筆、登記簿畑・現況荒廃農地が5筆、面積は合計4,980㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は不在者□□□□の不在者財産管理人□□□□さん、非農地の事由は、「昭和50年頃に親族が転居後、適切に維持管理する者もなく荒廃しており、今後、容易に農地に復旧する見込みがないため」ということです。平成26年5月9日に現地調査を行っており、確認委員は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員です。</p> <p>不在者財産管理人制度については別添の資料を添付しております。また裏面には家庭裁判所からの審判を添付しているのでご確認ください。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。
26番	△△番〇〇です。現地を確認いたしました委員として〇〇委員に代わって説明させていただきます。図面の8ページ、9ページをご覧くださいますと、竹林、雑木が繁茂しており視界が遮られている状況です。不在者ということですが、事務局から説明がありましたとおり、現在行方がわからないということです。本人以外の親族の方は相続放棄をしておられまして、□□□□さんの不在者財産管理人として□□さんが選出されたということです。ご承知のような経過でございますので、耕作は無理と判断させていただきました。
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第208号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第208号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第209号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページをご覧ください。「議第209号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、田・現況、畑、面積は合計817㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり146,000円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも畑で、面積は合計1191㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり251,000円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、面積は274㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は譲渡人と譲受人が兄弟ということで無償とのことです。確認は〇〇委員です。</p> <p>以上3件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないた</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上3件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第209号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第209号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第210号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。「議第210号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況宅地、面積は95㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は事業用地拡張で、建具工場1棟72㎡を建築されます。転用理由は、「現在の建具工場が狭くなったため、申請地を転用し工場を増築したい」ということです。始末書が提出されており、「H26.3月に工事に着手してしまった」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は合</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>計 1,035 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地拡張で、車庫兼物置 1 棟 30 m²、車庫 1 棟 26 m²、物置 1 棟 6 m²を建築されます。転用理由は、「自宅敷地から市道への通路が狭く、車両の出入りが困難なため、申請地を整備して市道の進入路とし、車庫と物置を建築した上、一部庭を拡張したい」ということです。始末書が提出されており、「平成 9 年に拡張工事をしてしまった」とのことです。農用地区域外で、1,000 m²を超えるため、確認は〇〇委員、〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号 1 番に同じです。</p> <p>申請番号 3 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 9.99 m²です。申請人は亡□□□□相続人□□□□さん、転用の目的は墓地で、墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため申請地に移転新設する」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号 1 番に同じです。</p> <p>以上、3 件の申請についてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p>
1 5 番	<p>△△番〇〇です。申請番号 1 番についてです。建具屋さんですが、仕事の都合上作業場建築を急いだため申請手続きを得ずに着工されました。昨年の 7 月に除外の許可が出ております。大変申し訳なかったとのこと。よろしくご審議をお願いします。</p>
6 番	<p>△△番〇〇です。申請番号 2 番についてです。昨年の農地パトロールの際に事務局から無断転用のリストをいただきまして、それに基づいて指導してきた中の一つです。内容については事務局から説明があったとおりです。転用しなければいけないことがわからなくて申請をせずに、宅地拡張を行い大変申し訳なかったとのこと。よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 210 号農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第210号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第211号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の14ページからご覧ください。「議第211号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況宅地、面積は40㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地拡張で、擁壁6.82㎡、置石0.08㎡を建設されます。転用理由は、「申請地を庭として家庭菜園用に使用する」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成19年5月頃に擁壁を設置し、利用してきた」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は、10アール当り12,000,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は114㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地進入路・駐車場で、車庫1棟9.00㎡、駐車区画1台分を建設されます。転用理由は、「申請地を宅地の一部として利用したい」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成10年8月に造成し、利用してきた」ということです。農用地区域外で土地代は、10アール当り2,982,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上2件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p>
23番	<p>△△番〇〇です。申請番号2番についてです。当主が亡くなられてまして、生前の口約束で出入りするところがないため使っていたものです。先般、相続人の方々が空き家を売買し整理する話が生じたことから、今回始末書を付けて申請された次第です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
23番	ご審議よろしくお願ひします。
37番	△△番〇〇です。申請番号1番についてです。譲渡人の□□さんは〇〇市に住んでおられ代理人が来られました。平成19年に□□さんが土地の区画を整理された際に、湿気対策等として擁壁を設置されました。この時に申請の手続きをされなければならないのに、□□さんが怠っておられたということです。これについて陳謝がありましたのでお伝へします。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	以上で、事務局からの説明、確認委員からの説明を終わります。
議 長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願ひします。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第211号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第211号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。
議 長	次に、「議題212号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	それでは議案書の16ページからご覧ください。「議題212号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。 今回の案件は大東町4件、加茂町3件、三刀屋町14件の計21件申請されております。 この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願ひ致します。
議 長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議願ひします。また、

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号7番、申請番号8番、申請番号14番から21番の案件がございますので、協議の際、「議事参与の制限」にご配慮ください。15時20分までに、ご協議をお願いします。</p> <p>(15時7分から15時20分まで各町で協議)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。最初に、議事参与に関わる案件であります申請番号7番、申請番号8番、申請番号14番から21番を除く案件についてご審議いただきます。</p>
議 長	<p>大東町より順次発表をお願いします。</p>
2 番	<p>大東町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
6 番	<p>加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
1 6 番	<p>三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>議事参与に関わる案件であります申請番号7番、申請番号8番、申請番号14番から21番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、議事参与に関わる案件であります申請番号7番、申請番号8番、申請番号14番から21番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号7番についてのみ審議いたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、△△番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長 6 番	<p>それでは、申請番号7番の案件について、先ほどご協議いただいて結果を〇〇町より発表いただきます。</p> <p>許可妥当と判断しましたので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということですがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号7番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号7番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号8番、申請番号14番から20番の案件についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、△△番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号8番、申請番号14番から20番の案件について、先ほどご協</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	議いただいた結果を〇〇町より発表いただきます。
1 6 番	許可妥当と判断しましたので、よろしく願いいたします。
議 長	ただ今発表のとおり、許可妥当ということですがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
	お諮りいたします。
	「議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号8番、申請番号14番から20番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
	よって、「議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号8番、申請番号14番から20番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。
	〇〇委員には、着席願います。
	(〇〇委員 着席)
議 長	次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号21番についてのみ審議いたします。
	雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、△△番〇〇委員には引き続きご退席願います。また、△△番〇〇委員にはご退席願います。
	(〇〇委員、〇〇委員 退席)
議 長	それでは、申請番号21番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表いただきます。
1 6 番	許可妥当と判断しましたので、よろしく願いいたします。
議 長	ただ今発表のとおり、許可妥当ということですがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号21番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第212号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号21番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>〇〇委員、〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員、〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、6月の総会は6月24日(火)午後1時30分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。</p>
議 長	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
議 長	<p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1)農地中間管理事業の推進について(案)</p> <p>(2)平成25年度農業委員会活動 の点検・評価及び平成26年度活動計画について</p> <p>(3)農地法関係事務処理について</p> <p>(4)歓送迎会経費精算について</p> <p>(5)ルーラル・ミーティングinしまねの開催について(案)</p> <p>(6)7月総会の日程について</p> <p>(7)夏季エコスタイル運動実施について</p>

--	--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____